

消費税法改正に伴う対応のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、消費税法の一部改正に伴い、2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。

つきましては、弊社における消費税率の取り扱いを下記の通りご案内申し上げます。

何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

敬具

令和元年8月
RIZAP株式会社

記

〈セッションについて〉

令和元年9月30日以前ご契約のセッションを、令和元年10月1日以降にご利用の場合

→ご契約のセッション回数を通常通りご利用いただけます。(増税分を弊社負担)

尚、令和元年10月1日以降にご契約(再契約)の場合は新税率の10%が適用となります。

〈商品について〉

令和元年10月1日以降にご購入の商品より新税率の10%が適用となります。

尚、プロテイン、サプリメント等の飲食料品関連は、軽減税率が適用されます。

〈月額契約について〉

令和元年10月分(令和元年9月引き落とし)より新税率の10%が適用となります。

※令和元年10月1日より施行されます、新消費税率に関しまして、詳しくは国税庁ホームページをご確認
いただきますようお願い申し上げます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/01.htm>

以上

